



## < 個別指導 >

### 乳幼児服薬指導加算について

10月18日に、このはな薬局（一関市）の新規個別指導が行われ、「乳幼児服薬指導加算（12点）」について、お薬手帳への指導要点記載や薬歴記載が不備であることを指導され、返戻となりましたので情報共有したいと思います。

「乳幼児服薬指導加算」については、私自身お恥ずかしい話ですが、6歳未満の乳幼児に服薬指導をすれば算定できる加算であるとだけ考えておりましたが、算定に当たったの細かい基準については気に留めておりませんでした。算定要件は以下の通りです。

- (1) 体重、適切な剤形その他必要な事項等の確認を行った上で、患者の家族等に対して適切な服薬方法、誤飲防止等の必要な服薬指導を行った場合に算定する。
- (2) 乳幼児服薬指導加算を算定した処方箋中の薬剤の服用期間中に、患者の家族等から電話等により当該処方箋に係る問い合わせがあった場合には、適切な対応及び指導等を行うこと。
- (3) (1)における確認内容及び指導の要点について、薬剤服用歴の記録及び手帳に記載する。

簡単にまとめると以下の通りです。

- (1) 確認事項：年齢、体重、適切な剤形であること
- (2) 指導要点：適切な服薬方法、  
誤飲防止等の必要な指導等
- (3) 薬歴管理指導簿と手帳の記載

加算点数は12点ですが、在宅をやっている患者さんに対しては100点を算定できます。

#### 【関東信越厚生局での個別指導による主な指摘事項】

- ・乳幼児に係る処方箋の受付の際に、体重、適切な剤形その他必要な事項などの確認を行っていない。
- ・乳幼児に係る処方箋の受付の際に確認した、体重、適切な剤形その他必要な事項などについて、薬剤服用歴の記録及び手帳に記載していない。
- ・薬剤服用歴の記録及び手帳に、患者の家族等に対して行った適切な服用方法、誤飲防止などの必要な服薬指導の要点の記載がない又は不十分である。

#### 【お薬手帳を忘れた場合の対応】

患者が6歳未満の乳幼児であって、お薬手帳を忘れたために服薬管理指導料59点を算定しますが、お薬手帳に添付するシールを交付した場合は、乳幼児服薬指導加算12点を算定できます。

#### 【お薬手帳への記載】

- ・実際に指導した具体的な服用方法
- ・必要な注意事項 など

#### 【薬剤服用歴への記載】

- ・体重 ・年齢、体重から判断して適切な剤形であること
- ・誤飲防止のために指導したこと
- ・服用方法など、実際に指導したこと
- ・指導内容を手帳に記載した旨 など

#### 【引用文献】

- 1) 日本薬剤師会 編、令和4年版 保険調剤 Q&A

## < 個別指導 >

### 薬剤情報提供書について

薬剤情報提供書についても指導を受けました。

提出を求められていた患者さんの薬剤情報提供書に記載されていた薬剤の一つが、「注意事項等」の項目に何も記載されていなかったため、きちんと副作用等の注意事項を埋めるように指導されましたので、注意事項が空欄になる薬剤がないかどうかを確かめ、空欄の場合は適切に記載してください。右図は「注意事項等」が未記載の薬情例です。

薬の名前・写真		起	朝	昼	夕	夜	効能効果	注意事項等	
ベオーバ錠50mg ベオーバ; 50mg:50mg ベオーバ錠 ベオーバ錠 KISSEI 5 0 淡緑・錠剤					1		膀胱の過剰な収縮をおさえ、尿意切迫感、頻尿、切迫性尿失禁の症状を改善する薬です。		
薬価：161.2円 この薬には後発品がありません		夕食後 1回1錠 用量 1錠×90日分							

## < 最近の話題 >

### 一般用医薬品 第2類・第3類の区分廃止について

医薬品の区分は右図の通りですが、一般用医薬品については、情報提供義務のない第2類と第3類の区別を廃止すべきとの指摘を受けて、厚生労働省は9月4日の「医薬品の販売制度に関する検討会」で第1類を「薬剤師が販売する医薬品」、第2類（指定第2類を含む）と第3類を「薬剤師または登録販売者が販売する医薬品」との区分にすることを提案し、今後の検討会で議論し、取りまとめる方向で動いています。また、医療用医薬品については、正当な理由がある場合を除いて処方箋に基づく調剤が必要とし、「処方箋医薬品」と「処方箋医薬品以外の医療用医薬品」の分類を廃止することも検討される予定です。

薬局医薬品		要指導医薬品 スリチ、ダイレクト直後・劇薬	一般用医薬品		
医療用医薬品	薬局製造販売医薬品		第一類医薬品	第二類医薬品	第三類医薬品
処方箋医薬品	その他の医療用医薬品				
要 薬剤師			店舗販売業		
不可(対面販売)	ネット販売可	不可(対面販売)	ネット販売可		